

I 総務企画部

1 総務課（連携支援室・防災安全室・出納室）

西置賜総務課（連携支援室）

2 税務課（西置賜税務室）

総務課(連携支援室・防災安全室・出納室) 西置賜総務課(連携支援室)

1 基本方針

- (1) 総合支庁の機能が発揮できるよう、全庁的な事務の調整、部内の連絡調整により円滑な業務推進に努める。
- (2) 総合支庁の事業が適正かつ効果的・効率的に実施できるよう予算の総合調整に努める。
- (3) 県行政に対する県民の理解と協力を得るため、総合案内窓口の円滑な運営と広聴・広報活動の充実強化に努める。
- (4) 関係機関と連携強化し、有権者等の政治意識の高揚を図りながら、選挙事務の適切な管理執行に努める。
- (5) 置賜地域内の重要施策の具現化・進展について支援に努める。
- (6) 市町からの総合的相談窓口として地域課題の把握に努めるとともに、市町と県及び市町同士の連携等の促進や管内市町の行財政運営の適正化などを図り、市町が直面する地域課題の解決に向けて積極的かつ効果的な支援に努める。
- (7) 協働の地域づくりの推進、文化振興、地域公共交通対策など、地域に密着した行政を適切に推進し、県民福祉の向上に努める。
- (8) 県民生活の基盤となる安全の確保に向け、各種危機管理体制の整備強化を図るとともに、関係機関と連携し防火防災意識の高揚と危機管理対応力の強化を図る。
- (9) 交通安全、消費者行政、犯罪のないまちづくり等、地域に密着した事業を展開し、安全で安心なまちづくりの推進に努める。
- (10) 職員の資質の向上と健康づくりに努める。
- (11) 会計事務の適正な執行に努める。

2 業務目標

- (1) 総合支庁予算の総合調整
- (2) 計画的な県政広報の推進
- (3) 各種広聴活動による県政への反映
- (4) 総合案内窓口による地域の声の積極的な把握
- (5) 旅券発給業務の適正な執行
- (6) 選挙事務の適正な管理執行
- (7) 県有財産等の適正な管理
- (8) 職場におけるメンタルヘルス対策の積極的な推進
- (9) 職員の健康増進と職務能力の向上の推進
- (10) 置賜地域内の重要施策に対する支援
- (11) 管内市町と県及び市町同士の連携等の推進
- (12) 管内市町の行財政運営適正化の推進
- (13) 管内市町の総合戦略推進に対する支援
- (14) 協働の地域づくりの推進

- (15) 文化の振興
- (16) 地域公共交通対策の推進
- (17) 緊急事態等に対する危機管理体制の整備と消防・防災・保安対策の推進
- (18) 交通安全対策の推進
- (19) 消費者行政の推進
- (20) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進
- (21) 財務関係法令等に基づいた会計事務の適正な執行

3 事業計画（事業内容）

（1）広報業務

県民の理解と協力による県政を推進するため、各種広報媒体の特性を生かした県政広報を計画的に実施し、県民に対して県政の方向や主要施策の内容について周知を図り、理解を深める。

- ① N C V 「県民だより・うきたむ」
- ② 県政広報テレビ・ラジオの活用
- ③ 地域FMラジオ（N C Vラジオ・おらんだラジオ）の放送
- ④ 置賜総合支庁ニュースの発行（偶数月）
- ⑤ 広報誌「県民のあゆみ」の活用
- ⑥ メールマガジン・SNSの活用
- ⑦ ホームページの運営
- ⑧ 定例記者懇談会の開催
- ⑨ 1階ロビーの活用

（2）広聴業務

県民参加の県政を推進するため、各種広聴手段を有効に活用して県民の意向を的確に把握し、これを県政に反映させる。

- ① 知事と若者の地域創生ミーティングの開催
- ② 知事のほのぼの訪問の開催
- ③ 知恵袋委員会の開催
- ④ 地域アドバイザー懇談会の開催
- ⑤ 県政ご意見箱の設置（本庁舎、西置賜地域振興局ロビー）

（3）県民相談業務

住民からの相談や苦情等を受け付け、県行政の広報、情報公開、各種情報提供の業務を行う「総合案内窓口」を設置し、地域の声を的確に把握する。

（4）旅券発給業務

旅券発給の申請窓口を本庁舎及び西置賜地域振興局に設置し、旅券発給業務を行う。

（5）選挙事務の適正な管理執行

管内で執行される市町長選挙について、適正に行われるよう助言を行う。

(6) 県有財産管理

① 行政財産

平成 30 年 3 月 31 日現在

名 称	建物延面積 (㎡)	土 地 (㎡)	備 考
置賜総合支庁本庁舎	9,281.91	19,835.75	
置賜総合支庁西置賜地域振興局	12,499.23	27,942.66	
置賜保健所	1,860.10	3,956.39	
農業技術普及課	665.77	3,197.39	
家畜保健衛生課	591.54	2,764.38	
産地研究室	1,407.18	29,111.89	
置賜文化ホール	4,321.46	33,892.67	
源流の森	2,141.35	1,592,212.95	
動物管理センター	123.76	1,000.37	
計	32,892.30	1,713,914.45	

② 普通財産(公舎)

平成 30 年 3 月 31 日現在

所管	公 舎 名	所 在	区分	戸数
本庁舎	米沢第3号職員アパート	米沢市城西3-9-16	世帯用	12
	米沢第5号職員アパート	米沢市春日2-10-35	単身用	21
	米沢第6号職員アパート	米沢市大字塩野2753番地-1	独身用	24
	米沢第7号職員アパート	米沢市大字塩野2754番地	独身用	23
	米沢第8号職員アパート	米沢市大字塩野2754番地	世帯用	16
	米沢第9号職員アパートA	米沢市金池7-9-14	独身用	8
	米沢第9号職員アパートB	米沢市金池7-9-30	独身用	8
	米沢第9号職員アパートC	米沢市金池7-9-32	世帯用	4
	米沢第9号職員アパートD	米沢市金池7-9-33	世帯用	4
本庁舎計				120
西置賜地域振興局	長井第4号職員アパート	長井市成田3096-2	世帯用	16
	長井第5号職員アパート	長井市神明町4-17	単身用	32
	小国第3号職員アパート	小国町大字小国小坂町426-37	世帯用	3
	小国第3号職員アパート	小国町大字小国小坂町426-37	単身用	9
西置賜地域振興局計				60
総合支庁合計				180

③ 県有自動車

平成 30 年 3 月 31 日現在

所属	乗用自動車	貨物自動車	特殊自動車	軽自動車	合 計
総務企画部	7	7	0	2	16
保健福祉環境部	7	13	0	6	26
産業経済部	14	34	0	3	51
建設部	16	22	164	0	202
計	44	76	164	11	295

(7) 職員の健康管理

職員の健康管理及び救急処置のため専任の保健師または看護師1名を配置し、産業医や各関係機関と連携を取りながら活動する。

また、メンタルヘルスコーディネーターを配置し、職場復帰（復職）支援やメンタルヘルスの予防・早期対応等へ向けた取り組みを積極的に推進する。

- ① 健康診断及び検査（定期健康診断、生活習慣病健康診断、人間ドック 等）
- ② 健康相談（健康診断結果説明会、移動健康相談 等）
- ③ 保健指導事業（所見別保健指導事業、健康づくり推進事業 等）
- ④ 健康教育・啓発（健康教室、メンタルヘルス推進事業、VDTガイドライン点検 等）
- ⑤ 衛生管理対策（衛生委員会 等）

(8) 健康増進事業

置賜地区に勤務する職員の健康増進と職務能力の向上に資するため、以下の事業を実施する。

- ① 健康推進事業
- ② 文化教養事業

(9) 置賜地域内の重要施策に対する支援

管内市町の重要事業や「政府の施策等に対する提案」のうち置賜地域に関連する施策等の具現化・進展のため、管内市町、置賜広域行政事務組合、置賜総合開発協議会等関係団体との連絡調整を図る。

(10) 市町と県及び市町同士の連携等の推進

市町訪問や各種会議を通じて地域課題を把握し、市町からの総合的相談窓口としての機能を果たすとともに、市町と県との連携・協働や市町間連携の調整等の市町支援を推進する。また、米沢市を中心市とする置賜定住自立圏構想推進に対する支援を行う。

(11) 管内市町の行財政運営適正化の推進

組織体制の整備、広域行政の検討、行財政改革の徹底等による行財政運営の効率化・簡素化の推進などについて助言等を行い、管内市町の適正な行財政運営の適正化を図る。

(12) 地方版総合戦略の推進に向けた支援

市町の地方創生に向けた「総合戦略」の推進について、本庁及び市町との連携体制のもと、市町からの相談対応や施策の調整等を行う。

(13) 協働の地域づくりの推進

中間支援組織「おきたまネットワークサポートセンター」と連携し、地域住民、NPO、企業、行政等の多様な主体が協働して様々な地域課題を解決していくための環境整備を図る。また、市町と連携し、地域の若い人をけん引役とした地域活性策を推進する。

(14) 文化の振興

置賜文化フォーラムを通して、地域住民の文化活動への支援、地域文化を担う人材の育成及び地域間交流を促進する事業の展開を図ることにより置賜地域の文化の振興を図る。

(15) 地域公共交通対策の推進

置賜地域の公共交通の重要な役割を担うフラワー長井線について、山形鉄道(株)の経営改善に向けた指導助言を行うとともに、運行を支援し、その活性化を図る。また、乗合バス、デマンド型交通

システム等生活交通路線の確保対策等について協議・調整を行う。

(16) 防災安全業務

① 危機管理対策

ア 緊急事態に迅速かつ的確に対応するための危機管理体制を強化するとともに、関係機関との連携による安全・安心な防災体制を充実・強化する。

イ 東日本大震災に伴う避難者に対し、管内市町や関係機関、ボランティア団体と連携しながら今後の暮らし相談などのニーズに対応した支援を行う。

② 防災対策

ア 大規模災害発生時の応急対策を迅速かつ円滑に行うために策定している「おきたまファーストアクション」に基づき、初動体制の強化と災害対応能力の向上を図るため、図上防災訓練及び支部設営訓練等を実施する。

イ 自主防災組織の育成・強化を図るためのワークショップや情報・意見交換会等を開催するとともに、住民の防災意識を高めるための啓発冊子発行等を行う。

ウ 山形県地域防災計画の見直し等を踏まえ、各市町地域防災計画の整備に対する支援を行う。

③ 消防対策

ア 山形県消防協会各支部（東南置賜・西置賜）と連携しながら、防火思想の普及啓発を図り、火災予防に努める。

イ 各市町等が実施する消防演習や消防操法大会等へ参画し、防災意識の向上を図る。

④ 保安対策

ア 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類及び武器等の製造販売等に係る許可等並びに電気工事業に係る届出受理の事務を適正に執行する。

イ 事業者に対する保安検査及び立入検査等を実施し、事故防止を図る。

ウ 事業者等に対し、安全確保及び安全管理に関する指導を行う。

⑤ 国民保護対策

ア 山形県国民保護計画に基づく総合支庁活動マニュアルの充実を図る。

イ 各市町の国民保護計画に基づく各種マニュアルの整備に向けた協力・支援等を行う。

(17) 交通安全対策の推進

置賜地区交通安全対策協議会等を推進母体として、交通安全対策の総合的な推進を図るとともに、管内市町、関係機関・団体と連携を密にしながら、交通安全県民運動等を積極的に展開し、啓発を図る。

(18) 消費者行政の推進

置賜消費生活センターにおいて消費生活相談を実施するとともに、消費者教育推進員を配置し、出前講座等を積極的に実施することにより、置賜消費生活センターの認知度を高め、被害の解決及び未然防止に努める。

(19) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

管内市町、関係機関・団体等との情報・意見交換、県民の防犯意識の高揚を図るための広報・啓発や情報提供を行い、安全で安心なまちづくりの総合的な推進を図る。

(20) 出納事務

置賜総合支庁における出納事務は、総務課出納室及び西置賜総務課において、次の業務を担当している。

① 支出負担行為の審査及び支払い事務

財務会計の処理にあたり、財務関係法令等に基づき適正に処理するとともに、事前審査・確認の推進、積極的な事務改善の検討、経費執行の合理性、効率性の観点からも審査し、指導していくこととする。

② 管内公所会計事務研修会

会計事務担当者に対し、諸規定の改正等にも的確に対応し、財務会計事務処理上留意すべき事項の指導助言・疑問点等の討議により会計担当者の資質の向上を図る。

③ 会計事務の指導及び検査

会計事務の適正な執行を期するため、平成30年度の会計事務指導及び検査の基本方針に基づき、会計局が定める重点事項を中心に、会計局とともに指導及び検査を実施する。指導及び検査の対象は原則として現年度（検査実施日の属する月の前月末現在）の会計事務全般について行う。

④ 物品等競争入札参加資格審査申請書の受付及び審査

2か年毎の競争入札参加資格者名簿更新及び新規に伴う平成31・32年度の登載に係る申請の受付・審査を行う。

⑤ 物品電子調達システムの利用登録申請の受付

総合支庁における物品電子調達システムの利用登録申請の受付を行う。（随時）

税務課（西置賜税務室）

1 基本方針

（1）信頼される税務行政と綱紀の保持

税務行政の執行に当たっては、県民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、関係法令や服務規律を厳守することはもちろん、県民に対しては、誠意を持って、わかりやすく丁寧に対応するとともに、税務情報等の取扱いに万全を期する。

また、県民の税に対する理解と認識を深めるため、税務広報の充実に努める。

（2）税務調査の充実と課税事務の適正な執行

適正・公平な課税のため、課税資料の収集や税務調査の計画的・効率的な実施により、課税客体の完全捕捉と課税標準の的確な把握に努め、課税事務の適正な執行と納税秩序の確立に万全を期する。

（3）滞納整理の推進

財源確保と納税秩序の確立を図るため、課税部門と収納管理部門との緊密な連携を図りながら、滞納発生の初期の段階で集中的な滞納整理を行うことにより、滞納件数を圧縮するとともに、進行管理を徹底して滞納整理を効果的に進めていく。

（4）税務事務の効率化と組織の活性化

専門化し複雑化する税務事務を効果的・効率的に執行するため、税務職員一人ひとりが税務事務執行に必要な専門の知識・技術の習得に努め、事務処理の改善・効率化を一層推進するとともに、管理・監督する立場にある職員を中心に、明るく働きやすい職場づくりに努め、職員が互いに協力し合いながら、組織内連携と組織の活性化に努める。

2 業務目標

- （1）税務事務の適正・公平な執行と効率化
- （2）税務職員研修の充実
- （3）国・市町等との連携・協力体制の強化
- （4）税務広報の推進
- （5）歳出予算の計画的執行

3 事業内容

平成29年度 県税調定収入状況（平成30年3月末現在）

（単位：百万円、％）

税目	県 全 体				置 賜 総 合 支 庁			
	調定額	調定伸長率	収入済額	収入率	調定額	調定伸長率	収入済額	収入率
個人県民税	36,535	102.7	28,001	76.6	6,184	100.7	4,639	75.0
法人県民税	4,086	106.3	4,031	98.7	524	120.8	513	97.8
* 県民税利子割	441	122.8	441	100.0	—	—	—	—
個人事業税	1,077	100.9	1,064	98.8	174	97.2	171	98.5
法人事業税	21,668	106.7	21,452	99.0	2,879	140.4	2,829	98.3
* 地方消費税	20,593	96.9	20,593	100.0	—	—	—	—
不動産取得税	2,049	91.5	1,930	94.2	277	82.0	268	97.0
* 県たばこ税	1,121	94.5	1,042	92.9	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	119	93.3	119	100.0	9	91.4	9	100.0
* 自動車取得税	1,836	127.8	1,791	97.6	—	—	—	—
軽油引取税	10,071	103.3	8,342	82.8	449	104.2	394	87.8
自動車税	16,041	100.3	16,005	99.8	2,699	99.7	2,690	99.7
鉦区税	3	100.0	3	100.0	1	100.0	1	100.0
狩猟税	5	85.5	5	100.0	1	187.2	1	100.0
産業廃棄物税	149	92.5	149	100.0	79	110.2	79	100.0
旧法による税	0	—	0	—	0	—	0	—
現年分計	115,795	102.2	104,970	90.7	13,274	107.4	11,595	87.4
うち*の税目を除く	91,804	103.1	81,102	88.3	13,274	107.4	11,595	87.4
滞納繰越分計	1,372	85.9	337	24.6	254	84.9	56	21.9
合計	117,167	102.0	105,307	89.9	13,528	106.8	11,650	86.1

・計及び率は、四捨五入して算出しているため端数が合致しない場合がある。

Ⅱ 保健福祉環境部

- 1 保健企画課（検査室）
- 2 生活衛生課
- 3 地域保健福祉課
- 4 子ども家庭支援課
- 5 環境課

保健企画課（検査室）

1 基本方針

今年度は、第7次山形県保健医療計画の開始年度にあたり、計画に位置付けた「医療提供体制」、「地域の特徴的な疾病対策等」、「在宅医療の推進」に係る施策の着実な実施により、地域住民に安心して信頼できる保健・医療・福祉を提供していく。

特に、地域保健・医療及び公衆衛生を支える医師・看護師等の養成・確保、技能向上のため、地域医療実習や研修会を実施するとともに、管内市町の地域保健医療従事者の資質向上のための支援を行う。併せて、在宅医療の充実、医療と介護の更なる連携強化を目指し、医療関係者に在宅医療への理解を促進する取組みを進めるとともに、「置賜地域入退院調整ルール」の定着・充実等により、地域包括ケア構築を支援していく。

さらに、医療機関・薬局等への立入検査により、医療等の安全・安心を確保するとともに、健康危機管理・食品衛生対策の科学的裏付けとして、迅速かつ信頼性の高い検査データを提供していく。

2 業務目標

- (1) 保健医療計画及び地域医療介護総合確保計画による医療提供体制の確保
- (2) 保健・医療・福祉の連携推進
- (3) 健康やまがた安心プラン推進事業による健康寿命の延伸
- (4) 「健康危機管理実施要領」の点検整備
- (5) 災害時医療体制の整備
- (6) 医療施設の立入検査や薬事監視による適正な医療と医薬品等の安全性確保
- (7) 救急医療体制の整備
- (8) 献血者確保対策の推進
- (9) 行政検査や依頼検査における迅速で信頼性の高いデータの提供

3 事業計画

(1) 保健医療計画の推進

- ① 置賜地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）による施策推進の検討
保健医療計画の進捗状況について、数値目標により評価検討するとともに、地域医療構想に基づく病床機能調整や在宅医療拡充を推進する。
- ② 置賜二次保健医療圏に係る積極的な地域課題対応
山形県地域医療介護総合確保基金を活用し、医師・看護師等の確保や在宅医療の推進など地域課題解決に向けて取り組む。

(2) 保健・医療・福祉の連携推進

- ① 地域包括ケアシステム構築の推進
地域包括ケアシステム構築を推進するため、市町が抱える課題をヒアリング等により把握し、

「入退院時における管内病院と介護支援専門員等の情報共有ルール（入退院調整ルール）」の運用や、広域的な支援・調整を継続するための「市町情報交換会」を開催する。

② 在宅医療の推進

地区医師会等関係団体の行う地域の在宅医療等を推進する活動に対し、必要な指導・助言や在宅医療推進事業費補助の実施によりその活動を支援し、保健・医療・福祉の連携を推進する。

(3) 健康づくり・栄養対策の推進

① 健康やまがた安心プラン推進事業の実施

「健康長寿山形の実現」を目指し、生涯を通じた健康づくりを促進するため、関係機関と連携し、生活習慣病の発症予防や重症化予防、高齢者の健康づくりを推進する。

ア 元気な在宅高齢者健康増進支援事業の実施

住み慣れた地域での健康長寿を実現するため、米沢栄養大学等関係機関との連携により、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯での食の自立に向けて、低栄養予防情報の普及啓発、低栄養予防研修会、食の課題検討会の実施、栄養支援拠点の支援など、積極的な低栄養予防対策を推進する。

イ 糖尿病予防並びに重症化予防対策事業の実施

定期的健診受診促進による早期発見や生活習慣改善による発症予防、保健指導環境の整備により重症化予防を促進する。

ウ 喫煙対策総合推進事業の実施

受動喫煙防止キャンペーンや出前講座などの開催により、受動喫煙を防止する環境や、禁煙支援体制の整備を図る。

② 栄養改善推進事業の実施

ア 特定給食施設等に対する援助及び栄養管理指導

イ 栄養成分表示制度、保健機能食品等の助言・申請指導

ウ 栄養・食生活改善団体の育成支援

連絡会議及びリーダー研修会の開催

③ 生活習慣病対策推進事業の実施

ア 栄養施策担当者会及び栄養・食生活関連事業研修会の開催

イ 地域保健・職域保健連携推進会議の開催

ウ 健康増進事業評価検討会の開催

④ 管理栄養士、栄養士免許関係事務

⑤ 国民健康・栄養調査の実施

(4) 健康危機管理体制の確立

① 健康危機管理実施要領に基づく研修会等の開催

② 健康危機管理実施要領の点検整備

(5) 人材育成の推進

① 地域保健従事者現任教育推進事業の実施

ア 管内市町保健師等人材育成研修会の開催

イ 地域保健従事者人材育成研修会及び検討会の開催

② 研修医・医学生・看護学生等の実習受入れ及び看護師養成所の講師対応

③ 看護師確保対策

- ア 看護師の仕事を学ぶ学習会の開催
- イ 看護職PRパンフレット（置賜保健所作成）の配布
- ウ 置賜保健所ホームページによる看護職関連情報発信

④ 訪問看護体制充実強化事業の実施

- ア 訪問看護ステーションと医療機関等の連携強化検討会の開催
- イ 訪問看護師スキルアップ研修会の開催

(6) 災害時医療体制の整備

① 災害時危機管理研修会の開催

災害時の公衆衛生活動体制の構築に向けた自治体の初動体制整備や避難所運営に係る研修会の開催

(7) 適正医療の確保

- ① 医療機関等への立入検査の実施
- ② 医療法等に基づく、病院、診療所、歯科技工所及び施術所等に係る許認可事務
- ③ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の免許関係事務
- ④ 腎バンク及び骨髄バンク等の普及啓発

(8) 救急医療体制の整備

① AED普及啓発事業の推進

一般住民を対象に、AEDを活用した心肺蘇生法普及啓発のための講習会を開催し、救命率の向上を図る。

② 小児救急医療啓発事業の実施

乳幼児・保護者等を対象に、小児科医による講習会を開催し、ガイドブックを活用しながら、急病時の対応等についての普及啓発を行う。

③ メディカル・コントロール体制の充実

「置賜地区救急医療対策協議会」のメディカル・コントロール部会において、救急救命士への指示・指導・助言及び事後検証、再教育等について協議し、地域におけるメディカル・コントロール体制を充実する。

(9) 医療品等の安全性の確保

- ① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器法等とする）、毒物及び劇物取締法に基づく、薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者、毒物劇物販売業者等に対する監視指導の実施
- ② 医薬品医療機器法等、毒物及び劇物取締法に基づく、薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者、毒物劇物販売業者等に係る許認可事務
- ③ 麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法等に基づく取締の実施
- ④ 麻薬取扱者の免許申請事務
- ⑤ 無承認・無許可医薬品（健康食品等）の監視・指導
- ⑥ 薬物乱用防止推進のため啓発活動の実施

(10) 血液確保対策の推進

- ① 市町と連携した効果的な献血事業の推進
- ② 献血推進員による協力団体等の確保と献血思想の普及啓発

(11) 行政検査

各種保健衛生の指導及び監視等を推進するため、関係課と調整し、以下の検査を実施する。

- ① 食品衛生法の食品衛生検査施設における検査等の業務管理（G L P）に基づく微生物学及び理化学的検査
- ② 感染症及び食中毒等、突発事例に係る試験検査
- ③ H I V抗原抗体の迅速検査
- ④ 山形県腸管出血性大腸菌感染症対策要領による細菌検査
- ⑤ 山形県発生動向調査事業に係る検体の管理

(12) 依頼検査

市町、一般住民、学校、事業所、食品営業施設及び医療機関等の依頼により、以下の検査を実施する。

- ① 給食及び水道従事者の健康診断に係る腸内細菌検査
- ② 福祉施設入所者等の腸内細菌検査
- ③ 食品、環境由来検体の検査
- ④ 給食及び食品営業施設のふき取りによる細菌学的検査
- ⑤ 浴槽水及び冷却塔水の検査
- ⑥ 大腸菌のベロ毒素の検査及び細菌同定検査

(13) 試験検査業務の適正管理

迅速で信頼性の高い検査成績を提供するため、以下の取組みを実施する。

- ① 標準作業書の整備及び改定
- ② 内部精度管理の実施
- ③ 検査機器等の管理及び保守点検の実施
- ④ 試薬・微生物株及び廃棄物等の適正管理

(14) 調査研究

検査業務に係る問題点や地域の課題に対し、他機関との連携により調査研究を実施し、その結果を学会発表や衛生講習会の資料として活用する。

- ① 食中毒の原因究明、感染症の感染源調査

(15) 試験検査を通じた衛生教育

臨床研修医、看護学生及び調理師学校生等を対象に、検査室を活用した衛生教育を実施する。

- ① 食中毒及び感染症発生時における検査室の対応
- ② 食品衛生及び感染症予防と微生物検査

(16) 試験検査の技術的支援

管内医療機関に対し、微生物検査に伴う技術支援を行なう。

- ① 腸内細菌検査（赤痢菌、腸チフス、パラチフス、コレラ菌、腸管出血性大腸菌等）
- ② 検査担当者研修会の開催

(17) 検査機関に対する立入り調査

環境課及び環境科学研究センターと連携し、公共用水域水質測定委託業者に対し立入り調査を実施する。

生活衛生課

1 基本方針

食品営業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場、興行場等の生活衛生関係営業は、県民生活に不可欠なサービスを提供し、生活の質の向上に重要な役割を担っている。

生活衛生課はサービスを受ける住民の立場を基本に、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、消費者・利用者の健康と利益を守るとともに健全な経営を推進するため、関係法令に準拠して次の事項について重点的に施策を推進する。

また、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物愛護思想の普及啓発と狂犬病をはじめとする動物による健康や財産への危害防止を図る。

さらに、感染症予防対策を推進し、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合は、関係機関の連携のもと迅速かつ的確な対応を図るとともに、住民に対して危機に関する情報提供・情報交換を適時適切に行う。

2 業務目標

- (1) 食品営業施設における衛生管理の向上
- (2) 食中毒予防に関する知識の普及啓発
- (3) 動物の適正管理の推進
- (4) 動物愛護思想の普及啓発
- (5) 入浴関連施設におけるレジオネラ症発生防止
- (6) 生活衛生関係事業者の自主的な衛生管理の推進
- (7) 生活衛生全般に亘る知識の普及啓発
- (8) 感染症対策の推進

3 事業計画

(1) 食品衛生事業

① 食品衛生監視指導

ア 「食品衛生監視指導計画」に基づき、食品、添加物、器具及び容器包装の生産、製造、加工、流通及び販売施設を監視指導し、管内の食品関連業者が安全な食品を供給していることを確認する。

イ 流通食品について、農薬や動物用医薬品の残留検査、食品の規格基準検査、食品の衛生規範に係る検査、アレルギー物質検査（特定原材料）、放射性物質検査を実施する。

ウ 農林水産部局と連携し、食品供給行程（フードチェーン）における監視指導を実施する。

エ 学校、社会福祉施設及び病院等の集団給食施設に対し、関係機関と連携を図りながら監視指導を実施する。

オ 食品事故の危害度の高い、旅館、弁当屋及び仕出屋に対し重点的に監視指導を実施する。

カ 食品の適正な表示について監視指導を実施する。特に、11月（食品適正表示推進月間）に監視指導を強化するとともに、研修会を開催する。

② 食中毒予防対策

- ア 食中毒が多発する夏季及び食品流通量が増加する年末において、食品取扱施設に対し一斉取締りを実施する（7月：夏期食品等監視強化月間、12月：年末食品等監視強化月間）。
- イ ノロウイルス食中毒の多発する時期（11月～3月）を踏まえ、住民、食品取扱者を対象に予防のための講習会の開催、啓発資料の配布などを行う。
- ウ 10月（きのこ中毒予防月間）を中心に、住民及び食品営業者にきのこに関する正しい知識の普及啓発を実施する。
- エ 出張セミナー等により、家庭における食中毒予防についての啓発を行う。

③ 食品の製造過程の高度化・流通広域化への対処

食品の製造・加工技術の高度化、食品の多様化、食品流通の広域化・国際化等に対処するため、営業者に対し、HACCPによる衛生管理の啓発、指導を行う。

※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) : 食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析 (Hazard Analysis) し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点 (Critical Control Point) を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

④ 営業者による自主管理体制の確立

東南置賜地区食品衛生協会及び長井地区食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員の活動を支援し、営業者や食品衛生責任者による自主管理体制の確立を推進する。

(2) 調理師関係事業

- ① 調理師試験の周知、調理師免許に関する事務を行う。

(3) 乳肉衛生事業

- ① 「食品衛生監視指導計画」に基づき、乳、乳製品、食肉、食肉製品及び水産食品の安全確保のため、取扱施設に対し監視指導を実施する。
- ② 食肉を原因とする食中毒予防のため、特に9月（食肉衛生月間）に、食肉処理業、食肉販売業及び食鳥処理場に対する監視指導を実施する。
- ③ 「山形県ふぐ取扱指導要綱」に基づき、ふぐ取扱営業者に指導を徹底する。
- ④ 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食鳥処理が適正に行われるよう監視指導を行う。

(4) 狂犬病予防及び飼い犬管理事業

- ① 市町及び公益社団法人山形県獣医師会と連携し、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について啓発し、無登録犬及び未注射犬の一扫を図る。
- ② 「山形県動物の保護及び管理に関する条例」に基づき、けい留されていない犬の捕獲を行う。
- ③ 犬による咬傷事故や苦情の発生を防止するため、飼い主に適正管理の指導を行う。

(5) 動物の愛護及び管理に関する事業

- ① 動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な飼養の普及啓発、愛護精神の醸成を図る。
- ② 飼い主からの犬または猫の引取りについては、相応の事由によると認められ、止むを得ない場合はこれを引取るが、可能な限り終生飼養することや、飼い主自らが譲渡先を探すよう説諭する。
- ③ 公共の場において負傷した犬または猫等の通報を受けた場合は収容する。
- ④ 飼い主の事情で飼えなくなった犬・猫について、新たな飼い主を探すため、総合支庁に飼い主が利用できる「犬猫の新しい飼い主探し掲示板」を設置し、活用を推進する。

- ⑤ 保健所が捕獲した犬並びに引き取り等した犬及び猫について、新しい飼い主への譲渡事業を実施する。
- ⑥ 動物取扱業登録及び特定動物の飼養（保管）許可に係る監視指導を実施する。

(6) 化製場等に関する事業

- ① 市町及び関係部局と連携し、化製場及び死亡獣畜取扱場の適正管理を指導する。
- ② 死亡獣畜の適正処理について関係者への指導を行う。

(7) 生活衛生関係事業

- ① 「生活衛生監視指導計画」に基づき、営業衛生関係施設への立入指導を行うとともに、事業者の自主管理を推進する。
- ② 入浴施設におけるレジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場及び旅館等の入浴施設の衛生管理の徹底を指導する。また、浴槽水のレジオネラ自主検査の実施を促す。
- ③ 建築物における衛生的な環境を確保するため、特定建築物及び登録事業所の立入指導を行う。
- ④ 遊泳用プールの衛生及び薬品管理等の安全確保を図るため施設確認、助言等を行う。

(8) 水道関係事業

- ① 水道施設の適正な維持管理及び衛生上必要な措置の遵守状況について、立入検査を行う。
- ② 小規模水道設置者に対して、「山形県小規模水道条例」に基づき消毒、水質検査及び健康診断が適切に行われるよう立入指導及び講習会を実施する。
- ③ 業務用飲用井戸の利用者に対し、「山形県飲用井戸等衛生対策要領」に基づき飲用井戸の衛生確保について指導する。

(9) 温泉関係事業

- ① 温泉利用の適正化を図るため、温泉利用施設の衛生管理及び源泉管理状況について立入検査を実施し、必要な指導を行う。
- ② 温泉利用施設内の温泉成分等、利用上の注意事項及び利用に関する情報の適正な掲示の指導を行う。

(10) 感染症対策事業

- ① 結核予防費補助金
私立学校長及び社会福祉法人等の施設の長が実施する定期健康診断に要する経費の助成
- ② 結核医療対策
 - ア 感染症診査協議会（結核関係）
入院勧告及び就業制限、公費負担申請に対する諮問
 - イ 定期病状調査
病状把握が困難な者に関する医療機関への情報提供依頼
 - ウ 指定医療機関の指定
感染症法に基づく指定医療機関の申請及び届出の受理
- ③ 結核対策特別促進事業
地域DOTS（直接服薬確認療法）推進事業による結核対策研修会・出前講座の実施
- ④ 保健所結核対策
 - ア 結核患者管理
 - ・患者の登録管理
 - ・発生届に伴う疫学調査の実施及び患者・家族等への指導
 - ・医療連絡会の実施及び結核登録者情報システムによるコホート検討会の実施

- イ 管理検診及び接触者健康診断の実施
 - ・結核患者管理検診及び接触者健康診断業務委託契約
 - ・管理検診及び接触者健康診断の勧告
- ⑤ 感染症発生動向等調査
 - ・感染症法に基づき、医療機関からの全数又は定点把握による届出集約及び情報還元
 - ・インフルエンザ様疾患の集団発生
 - ・社会福祉施設等における感染症等発生報告の受理
- ⑥ 感染症対策
 - ア 感染症発生時防疫活動
 - ・発生届に伴う疫学調査の実施及び患者接触者等に対する健康診断の勧告
 - ・感染症診査協議会（一般）への就業制限報告
 - イ 感染症対策の推進
 - ・高齢者福祉施設及び児童福祉施設等の職員に対する感染症予防研修会の実施
 - ・医療法に基づく医療機関立入による院内感染対策の指導及び助言
 - ウ 予防接種
 - 副反応報告及び事故報告、BCG接種によるコッホ現象報告の受理、進達
- ⑦ 後天性免疫不全症候群対策
 - ・エイズ、性器クラミジア感染症、梅毒に関する相談及び血液検査
 - ・世界エイズデー、HIV検査普及週間に合わせた終日相談及びキャンペーンの実施
- ⑧ ウイルス性肝炎総合対策
 - ・B型肝炎、C型肝炎に関する相談及び血液検査
 - ・肝炎週間に合わせたB型肝炎、C型肝炎ウイルス終日検査
 - ・肝炎医療費助成制度に関する申請受付
 - ・委託医療機関での初回精密検査費用及び定期検査費用助成に関する申請受付
 - ・肝炎ウイルス検査後の陽性者のフォローアップ
- ⑨ 新型インフルエンザ等対策（新興・再興感染症対策を含む。）
 - ・連絡調整対策会議、研修会の開催

地域保健福祉課

1 基本方針

少子高齢化や人口減少が進行するなか、置賜地域においても核家族化や住民の生活様式の多様化が進み、地域住民の保健福祉行政に対するニーズは増大するとともに多様化している。

このような状況に的確に対応した施策を行うため、なお一層管内市町や関係団体との緊密な連携を図りながら、「誰もが安心して健やかに暮らせる地域づくり」を目指し、各福祉制度の適正な運用を図るとともに、地域の特性を活かした事業を積極的に推進する。

また、心の健康づくりに努め、精神障がい者の自立及び社会参加の促進と自殺対策の推進に向けた精神保健医療福祉の充実を図る。

2 業務目標

- (1) 高齢者施策の推進
- (2) 障がい者福祉の推進
- (3) 地域福祉の推進
- (4) 高齢者及び障がい者に係る社会福祉法人等の適正な運営の推進
- (5) 高齢者及び障がい者に係る社会福祉施設整備の推進
- (6) 生活困窮者対策の推進
- (7) 中国残留邦人等帰国者への支援
- (8) 地域精神保健福祉対策の充実・強化

3 事業計画

(1) 高齢者施策の推進

① 介護保険の適正な運営

指定基準に基づいて介護保険事業所を指定するとともに、介護保険制度の適正な運営を図るため、介護保険事業者等に対する指導を徹底する。

② 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービス等が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を促進する。

③ 認知症施策の推進

認知症高齢者の増加等に対応するため、「山形県認知症施策推進行動計画」に基づき、各市町、関係機関の取組みの支援を行う。

④ 高齢者の生きがいの推進

老人クラブ、市町村クラブ連合会の活動への支援を行う。

(2) 障がい者福祉の推進

① 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の適正実施

指定基準に基づいて障がい福祉サービス事業者等を指定するとともに、障害者総合支援法の適正な制度運用を図るため、障がい福祉サービス事業者等に対する指導を徹底する。

② 障がい者を理由とする差別解消の推進

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消を推進する法律」及び「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」に基づき、障がい者を理由とする差別の解消を推進する。

③ 障がい者の就労支援

障がい者の福祉的就労及び一般就労の促進並びに福祉作業所の自主製品の活性化を図るため、置賜地域障がい者就労活動活性化協議会を開催し、関係機関との連携強化を図るとともに、同協議会の事業を展開していく。

④ 置賜みんな一緒に森林活動ネットワーク事業

やまがた緑環境税充当事業として、障がい者への対応が可能な森林案内ボランティアの養成講座や講座受講者を対象とする案内体験を実施することにより、障がい者への森林案内スキルの向上と障がい者に対応可能なボランティアの増加を図る。

⑤ 障がい者等用駐車施設利用証の発行

身体障がい者等用駐車場の適正利用を図るため、身体障がい等で歩行困難な方に利用証を発行する。

⑥ 身障手帳、療育手帳の交付

身体障害者手帳に関する各種申請書の進達、手帳の交付及び療育手帳の発行、交付及び台帳の整備を行う。

(3) 地域福祉の推進

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の円滑な活動を支援するため、研修会を開催する。

(4) 高齢者及び障がい者に係る社会福祉法人等の適正な運営の推進

高齢者及び障がい者に係る社会福祉法人等の運営や会計処理、財務状況等について適正な運営が図られるよう、社会福祉法等に基づき指導監査を実施する。また、平成28年度に改正された社会福祉法に対応した適正な法人運営について助言・指導する。

(5) 高齢者及び障がい者に係る社会福祉施設整備の推進

老人福祉施設、障がい者支援施設等、社会福祉施設の整備（新設、増改築等）に対し支援する。

(6) 生活困窮者対策の推進

① 生活保護法による支援

生活保護の適正実施により、保護費等の支給を行うとともに生活保護受給者の自立の助長を支援する。

② 生活困窮者支援制度の実施

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法に定められた事業を実施し、生活困窮者の自立を支援する。

(7) 中国残留邦人等帰国者への支援

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、対象者に対し、生活支援給付等を行う。

(8) 地域精神保健福祉対策の充実・強化

① 精神保健福祉法に基づく対応等

自傷他害のおそれのある精神障がい者等に関する申請・通報等を受理し緊急に対応するとともに、措置入院・医療保護入院等関係事務や精神科病院等の実地指導検査、精神障がい者台帳整備等を行う。

② 精神保健福祉施策の推進

うつ病家族教室や心の健康づくり講演会等を開催するなどして、一般住民、児童生徒、企業の従業員等に対して精神保健福祉に関する知識の普及啓発を図るとともに、精神科医師による定期

相談や保健師による随時の相談(面接・電話)・訪問指導等により精神障がい者やひきこもり当事者及び家族等への支援を行う。

また、置賜地域自殺対策推進会議を開催して自殺対策を推進するとともに、一般住民への普及啓発活動(自殺予防週間、自殺対策強化月間でキャンペーン)及び自殺未遂者に対する相談支援事業に取り組む。

さらに、保健、医療、福祉、労働、警察及び教育等の関係機関との連携による連絡会議や研修会、ケース検討会を開催し、施策等の充実・強化を図る。

③ 社会復帰施策の推進

地域住民の精神障がい者への理解を深めるため、各種関係者の研修やケース検討会等を開催するとともに、入院中又は救護施設入所中の精神障がい者を対象とした社会適応訓練促進事業のほか、精神保健福祉関係団体等への支援(断酒会、精神保健福祉に関するNPO団体等)を行う。

④ 避難者支援

避難者支援センター「おいで」等から随時情報収集し、必要時メンタルヘルス相談等の支援を実施する。

子ども家庭支援課

1 基本方針

少子高齢化や人口減少が進行するなか、置賜地域においても核家族化や住民の生活様式の多様化が進み、地域住民の保健福祉行政に対するニーズは増大・多様化している。

このような状況に的確に対応した施策を行うため、なお一層管内市町や関係団体との緊密な連携を図りながら、保健福祉の両面から「地域で子どもを安心して生み育てる環境づくり」を推進するほか、青少年健全育成の啓発活動を積極的に展開する。

また、難病患者や家族への支援を充実する。

2 業務目標

- (1) 少子化対策の総合調整及び子育て支援の推進
- (2) 子どもの貧困対策及びひとり親家庭に対する生活・自立支援の推進
- (3) 児童に係る社会福祉法人等の適正な運営の推進
- (4) 児童に係る社会福祉施設整備の推進
- (5) 障害児等に係る各種手当の支給
- (6) DV被害者支援の推進
- (7) 男女共同参画の推進
- (8) 青少年健全育成対策の推進
- (9) 母子保健対策の推進
- (10) 難病対策の推進
- (11) 原爆被爆者対策

3 事業計画

(1) 少子化対策の総合調整及び子育て支援の推進

① 少子化対策の総合調整

「やまがた子育て応援プラン」を指針とし、庁内関係課、管内市町等関係機関との連携を図り、少子化対策の総合調整を推進する。

② 子育て支援体制の充実

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めるため、子育て世代包括支援センターの管内全ての市町への設置に向けた支援を行う。

また、地域の子育て支援に携わるNPO法人、市町、関係機関に加え、子育てを応援する個人・団体等も含めた「置賜地域みんな子育て応援団」の活動を通し、地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図るとともに、「おきたま子育て応援ガイド」を作成（更新）し、子育てに役立つ情報の発信を行う。

③ 保育環境の整備

延長保育、乳児保育及び一時預かりの継続実施や休日保育の増設支援、病児・病後児保育実施に向けた支援を行う。

④ 放課後子ども総合プラン

放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、放課後児童クラブの運営に対する支援及び指導員の研修を行う。

⑤ 結婚支援対策

管内市町、関係機関との連携を一層強化し、広域的な結婚支援活動を推進する。

(2) 子どもの貧困対策及びひとり親家庭に対する生活・自立支援の推進

① 子どもの貧困問題に対応するため、「山形県子どもの貧困対策推進計画」に基づく取組みを推進するとともに、貧困に陥りやすいといわれるひとり親家庭の自立を促進するため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付や生活・就労のための相談支援等を行う。

② 児童扶養手当

離婚等により父親又は母親と同一生計にない児童の家庭の生活安定と自立促進に寄与するとともに児童の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の親等に手当を支給する。

(3) 児童に係る社会福祉法人等の適正な運営の推進

児童に係る社会福祉法人等の運営や会計処理、財務状況及び経営する施設における利用者処遇の状況等について適正な運営が図られるよう、社会福祉法等に基づき指導監査を実施する。また、平成28年度に改正された社会福祉法に基づく適正な法人運営について、助言・指導を行う。

(4) 児童に係る社会福祉施設整備の推進

児童福祉施設等の社会福祉施設の整備（新設、増改築等）に対し支援する。

(5) 障害児等に係る各種手当の支給

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児童福祉手当、福祉手当を支給する。

(6) DV被害者支援の推進

地域DV相談支援センターを適切に運営するとともに、地域DV被害者支援連絡会議の開催により関係機関相互の連携を図る。

(7) 男女共同参画の推進

男女共同参画社会づくりのための普及啓発活動を積極的に展開する。

(8) 青少年健全育成対策の推進

「山形県青少年健全育成基本計画」に基づき、管内市町、関係機関・団体、県民との連携を密にしながら、青少年健全育成対策の総合的かつ積極的な展開を図る。

(9) 母子保健対策の推進

① 安心子育て支援事業の実施

専門家による支援者向けスーパーバイズ（保育施設での臨地支援含む）を実施するとともに、「置賜地域気になる子支援ネットワーク」を構築し、未就学期の発達障がい児等の療育支援の充実を図る。

② 発達障がい者支援体制整備事業の実施

発達障がい者支援体制整備推進会議を開催し関係機関との連携強化や継続的な支援についての検討を行うとともに、関係者向けの研修会を開催する。

③ 生涯を通じた女性の健康支援事業の実施

女性の健康支援センター事業として健康相談を実施するとともに、女性のライフステージに応じたセミナー等を実施する。

④ 特定不妊治療費助成の実施

助成認定等に係る申請受付事務を行う。

⑤ 長期療養児・小児慢性特定疾病児への支援

小児慢性特定疾病医療給付の支給認定等に係る申請受付事務及び相談を実施するとともに、長期療養児に対する療育指導や療育相談会を実施する。

⑥ 母子保健推進事業等の実施

母子保健推進協議会及び技術研修会を開催し、母子保健について関係機関の連携・支援体制の充実を図る。

⑦ 妊産婦メンタルサポート事業の実施

妊娠期からの切れ目ない支援のため、ケース検討会及び市町や医療機関との連携会議・研修会を開催するとともに、児童虐待予防の視点から専門家からの助言を受けながら面接相談を実施する。

⑧ 新生児疾患早期発見対策の実施

新生児聴覚スクリーニング検査や先天性代謝異常等検査による要精密検査者に対する受診勧奨、追跡調査等を行う。

(10) 難病対策の推進

① 特定医療費（指定難病）助成事業の実施

支給認定等に係る申請受付事務及び申請時の面接・相談・指導を実施する。

② 難病患者地域支援対策推進事業の実施

在宅の重症難病患者を地域でサポートするため、保健・医療・福祉関係者と連携して支援計画を作成し支援するとともに、難病患者とその家族の療養上の不安の軽減を図るための訪問指導や医療福祉相談会を開催する。

③ 難病対策地域協議会の開催

難病患者に関わる保健・医療・福祉・就労等の関係機関との情報共有と連携を図り、置賜地域における難病患者への支援体制を整備する。

(11) 原爆被爆者対策

被爆者手帳所有者の健康診断、がん検診を実施するとともに、援護に関する法律に基づき各種手当の進達事務を行う。

環 境 課

1 基本方針

- (1) 「低炭素社会形成に係る基本方針」(平成25年7月策定、平成29年3月見直し)に沿って、「再生可能エネルギー等の導入拡大」、「省エネルギーの推進」を進め、二酸化炭素排出量の少ない低炭素社会の実現を目指す。
- (2) 置賜地域の豊かな自然環境の保全、廃棄物の適正処理及び3Rの推進、大気や水の環境保全に努め、自然と共生した環境負荷の少ない地域づくりを目指す。
- (3) 光化学オキシダントやPM_{2.5}等の大気汚染、水質汚濁事故及び死亡野鳥等の緊急時には、市町や関係機関と緊密な連携を図り迅速に対応し、安全で良好な生活環境の確保を図る。

2 業務目標

- (1) 低炭素社会形成の推進
- (2) 廃棄物適正処理・3Rの推進
- (3) 環境保全の推進
- (4) 自然環境保全の推進

3 事業計画

(1) 低炭素社会形成の推進

① 再生可能エネルギーの地域導入等の促進

「低炭素社会形成に係る基本方針」に基づき、「置賜地域低炭素社会形成推進協議会」における協議のほか、導入促進に向けたセミナーを開催するとともに、導入を検討する事業者へのアドバイザー派遣等により、継続して再生可能エネルギーの地域導入と省エネルギーの更なる促進を図る。

② 地球温暖化防止活動の推進

「置賜地域地球温暖化対策協議会」を主体に、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及啓発活動を行うとともに、「第3次山形県環境計画」(平成24年3月策定、平成29年3月中間見直し)及び「山形県地球温暖化対策実行計画」(同)に基づき、省エネ・節電やエコ通勤・エコドライブに取り組む「笑顔で省エネ県民運動」を関係機関と連携しながら推進する。

また、置賜総合支庁として、「やまがたECOマネジメントシステム」に基づき、エコオフィス運動による環境負荷低減の取組みを引き続き行う。

(2) 廃棄物適正処理・3Rの推進

① 産業廃棄物適正処理の推進

ア 産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して監視指導を行う。

特に、廃棄物のリサイクルを行う中間処理業者の適正処理を指導する。

- イ 産業廃棄物最終処分場や焼却施設について、地域住民の不安を払拭するため、搬入される廃棄物、放流水及び排出ガス等の検査を行い、適正な維持管理を確認する。
- ウ 長期間放置され地域で問題となっている廃棄物について、撤去等の改善に向け関係機関と連携して取り組む。
- ② 不法投棄防止対策
 - ア 市町・関係団体と組織する「置賜地区不法投棄防止対策協議会」において、不法投棄のパトロール（強化月間：5月、10月）を実施するほか、地域住民と協働し不法投棄箇所の原状回復等を行う。
 - イ 不法投棄、野外焼却について、廃棄物適正処理監視員による日常監視を行うほか、不法投棄常習箇所には監視カメラ等を設置し、不法投棄を抑止する。
- ③ 3Rの推進
 - 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、ポスター展等の啓発事業を実施するとともに、市町と協同して各種リサイクル法の実施に取り組む。
- ④ PCB適正処理の推進
 - PCB廃棄物及びPCB使用製品の適正な処理を進めるために、PCB適正処理推進員を配置して実地調査及び指導等を行う。

（3）環境保全の推進

- ① 水環境の保全
 - ア 「公共用水域水質測定計画」及び「地下水水質測定計画」等に基づき、河川、湖沼及び地下水の水質汚濁状況を監視する。
 - イ 魚類のへい死などの水質汚濁事故の緊急時には、市町や関係機関と連携を図り対応する。
 - ウ 地下水汚染による人の健康等への被害のおそれがある場合には、市町と連携して汚染状況を調査し対応する。
 - エ 水質汚濁防止法に基づき、特定事業場の立入検査を実施し、特定施設の設置状況や排出水の水質基準遵守状況を監視指導する。
 - オ 浄化槽設置整備事業を実施している市町への指導・助言を行う。
 - カ 置賜地域の人々に育まれてきた優れた湧水等を広く紹介していく。（「里の名水・やまがた百選」）
- ② 大気環境の保全
 - ア 大気汚染防止法に基づき、大気中の光化学オキシダント、PM_{2.5}の汚染物質を常時監視し、人の健康等への被害のおそれがある場合には、注意報の発令や注意喚起を行うなど緊急時の措置を講ずる。
 - イ 大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設等の立入検査を実施し、施設の設置状況やばい煙等の排出基準遵守状況を監視指導する。
- ③ 化学物質等対策
 - ア ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定事業場の立入検査を実施し、特定施設の設置状況や排出ガス等の排出基準遵守状況を監視指導する。
 - イ フロン排出抑制法に基づき、フロン類充填回収事業所等の登録及び立入検査による登録事業者及び第一種特定製品の管理者への指導、助言を行う。

ウ 原発事故に伴う放射性物質の影響を監視するため、市町と連携して生活環境における放射線のモニタリングを行う。

(4) 自然環境保全の推進

① 自然公園の保全

ア 磐梯朝日国立公園、沼ノ口湿原及びヌルマタ沢・野川自然環境保全地域に管理員を配置し、登山者への指導や違反行為の監視、施設の適正な維持管理を行う。

イ 地元ボランティア団体等から協力を得ながら、登山道等の刈払を実施するなど、自然公園の保全と利活用の向上を図るとともに、「やまがた百名山」の取組みや山のイベント等を通して広報に努める。

② 鳥獣保護・管理の推進

ア 野生生物の保護と人間社会との調和を図るため、鳥獣保護管理法（平成 27 年 5 月施行）に基づく各種計画の下に関係者との連携を密にし、鳥獣の保護・管理対策を実施する。

イ 近年拡大しているカワウ、アオサギ等の鳥類のほかツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等の獣類による農作物被害や人身被害の防止を図るため、被害防除の推進と併せて適切な有害鳥獣の捕獲許可を行うとともに、適正かつ安全な狩猟を推進する。